

周南市立保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

周南市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市立保育所設置条例の一部を改正する条例

周南市立保育所設置条例（平成15年周南市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表周南市立第二保育園の項及び周南市立中須保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市立保育所設置条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
周南市立第二保育園	周南市岡田町2番23号	周南市立櫛浜保育園	周南市大字栗屋859番地の4
周南市立櫛浜保育園	周南市大字栗屋859番地の4	周南市立須々万保育園	周南市大字須々万奥737番地
周南市立須々万保育園	周南市大字須々万奥737番地	周南市立尚白保育園	周南市新宿通6丁目1番22号
周南市立中須保育園	周南市大字中須南2557番地の10	(略)	
周南市立尚白保育園	周南市新宿通6丁目1番22号		
(略)			